

**新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた
総合支援資金（特例貸付）のご案内**

※申し込みは、郵送を原則としています。

◆貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※ただし、生活保護世帯は対象となりません。

◆貸付限度額 ※原則として3か月以内

- ・単身世帯：月15万円以内
- ・複数世帯：月20万円以内

◆貸付方法（条件）

- (1) 据置期間（返済猶予期間）：貸付最終日より1年以内
- (2) 償還期限（返済期間）：据置期間経過後10年以内
- (3) 貸付利子：無利子
※ただし償還期限後は延滞利子 年3.0%
- (4) 連帯保証人：不要

◆申込み方法・手続きについて

- (1) 現在居住している市町の社会福祉協議会へ電話等でご相談ください。
- (2) 「借入申込書」の様式を県又は市町社会福祉協議会のホームページからダウンロードするか、市町の社会福祉協議会から郵送等で入手の上、必要書類を添えて居住している市町の社会福祉協議会へ返送してください。
- (3) 市町の社会福祉協議会で申請を受理し、愛媛県社会福祉協議会で審査の上、貸付の可否を決定します。
- (4) 貸付が決定になった場合、貸付金をご指定の口座へお振込みします。

【申請に必要な書類等】

- 借入申込書（表）と留意事項（裏）
- 借用書（表）と特約事項（裏）
- 本人確認書類のコピー（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証 等）
- 住民票（世帯全員が記載された発行後3か月以内のもの）
- 貸付金を振込みする預金通帳のまたはキャッシュカードのコピー
（預金通帳は、銀行名・支店名・口座番号が記載されているページをコピー）
- 収入の減少状況に関する申立書
- 口座振替依頼書（※窓口対応時のみ）
- 必要書類チェックリスト

※今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができることとしています。

◆問い合わせ先

お住まいの市町社会福祉協議会へご相談ください。

作成：愛媛県社会福祉協議会